

令和8年度 市民税 特別徴収のしおり

市民税 県民税

平素より、市民税・県民税の特別徴収事務につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さて、貴社を令和8年度市民税・県民税（個人住民税）の給与所得に係る特別徴収義務者に指定致しましたので、同封の特別徴収税額の決定通知書・納入書にて御納めくださいますようお願い致します。

<お願い>

- ・退職、転勤等の異動届書は早めにご提出くださいますようお願いいたします。
- ・税は翌月の10日までに納付して下さい。
- ・お問い合わせの際は、通知書に記載されている特別徴収義務者番号（指定番号）でご連絡下さい。

<お知らせ>

- ・この「しおり」は、沖縄市ホームページ「メニュー（トップページ右上）」→「暮らし・手続き」→「税金」→「個人住民税」→「市民税・県民税特別徴収のしおり」に掲載しております。
- ・以下の手続きは、電子申告 eLTAX によるデータ送信も可能となっております。

給与支払報告書の提出
給与所得者異動届出書の提出
普通徴収から特別徴収への切替申請
所在地等変更届出書の提出
退職所得に係る納入申告書の提出
退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票の提出
eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

※令和6年度より、森林環境税（国税）が創設されており、市・県民税と併せて賦課徴収されます。同封の通知書に記載された税額は、森林環境税も含まれたものとなっておりますので、改めて計算する必要はございません。

✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦
エイサーのまち沖縄市
✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦✦



〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所
総務部 市民税課

TEL (098)939-1212(代表)
内線 3252 ~ 3255
FAX (098)982-1023

目次

1. 特別徴収事務取扱要領	P 1 ~ 3
2. 市民税・県民税の計算方法	P 4 ~ 6
3. 退職所得に係る事務取扱及び計算方法	P 7 ~ 8
4. O C R 処理用の特別徴収に係る個人市民税・県民税の納入書の作成要領	P 9 ~ 10
5. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例	P11 ~ 13

様式

・給与支払報告 / 特別徴収に係る給与所得者異動届出書	P14
・退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税納入内訳届出書	P15
・特別徴収義務者所在地等変更届出書	P16
・特別徴収への切替申請書 [普通徴収→特別徴収]	P17
・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 (承認・取消)	P18
・指定通知書 (沖縄県外の郵便局で納入するとき使用)	P19

同封書類

- ・令和 8 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)
- ・令和 8 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用) 各従業員様に交付してください。
- ・個人市民税・県民税納入書 (令和 8 年 6 月分~令和 9 年 5 月分)

エルタックス eLTAX のご案内

eLTAX を利用して、地方税における申告、申請、納税などの手続きをインターネットで行うことができます。是非、ご活用ください。

eLTAX の特徴

- 郵送等の手間はなく、オフィスからインターネットで即時に手続きできます。
- 複数の地方公共団体へ一度にまとめて送信できます。
- 市販の対応ソフトがなくても、無償のソフト (PCdesk) が使用できます。

eLTAX を利用するには

eLTAX を利用した電子申告等を行うには、パソコン環境の準備や利用者 ID の取得、必要に応じて電子証明書の取得など所定の手続きが必要です。詳しくは、eLTAX ホームページをご確認ください。

「特別徴収税額通知書」の受取方法が変わります

令和 6 年度から「特別徴収税額通知書」の受取方法を電子データか書面のいずれかを選択することができます。

「特別徴収税額決定 (変更) 通知書」の『正本の電子データを eLTAX で受取る』を選択した場合、令和 8 年 10 月頃までは、書面の通知書も送付いたしますがそれ以降は書面の通知書は送付されません。

電子データの受取方法等に関する詳細は、eLTAX ホームページをご確認ください。



ホームページ



よくある質問

1. 特別徴収事務取扱要領

従業員の方の市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、下記要領にご留意の上取扱いいただきますようお願い致します。

(1) 市民税・県民税の特別徴収制度

市民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者(特別徴収義務者)が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から各受給者(納税義務者)の市民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただく制度をいいます。

(2) 特別徴収によって市民税・県民税が徴収される人

令和7年中に給与所得があり、かつ令和8年4月1日現在給与の支払を受けている人です。

(3) 市民税・県民税が課税されない人

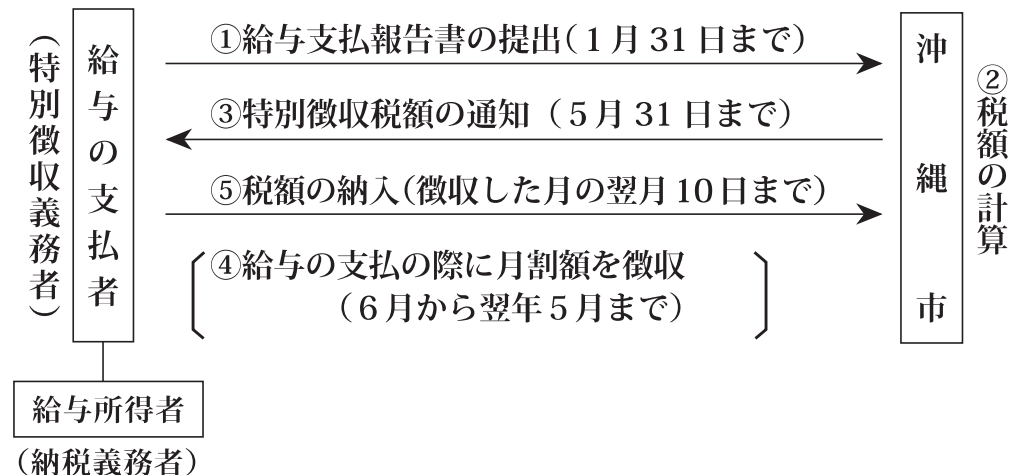
- (ア) 前年中に所得がなかった人
- (イ) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (ウ) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)であった人

(4) 市民税・県民税の均等割が課税されない人

- ・前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
- 同一生計配偶者又は扶養親族がある人 $28 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10 \text{万円} + 16.8 \text{万円}$
- 同一生計配偶者も扶養親族もない人 38万円

(5) 市民税・県民税の所得割が課税されない人

- ・前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人
- 同一生計配偶者又は扶養親族がある人 $35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10 \text{万円} + 32 \text{万円}$
- 同一生計配偶者も扶養親族もない人 45万円



(6) 月割額の徴収方法

同封の令和8年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額が記載されていますので、6月以降に支払う給与から翌年の5月まで毎月、その該当する月割額を差引いて徴収し翌月の10日迄に納入してください。

(7) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額の変更があった場合には「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので変更後の月割額を徴収してください。

(8) 月割額の納入場所及び納期限

徴収した月割額は同封した「納入書」によって県内各金融機関、あるいは、ゆうちょ銀行・郵便局（県外）で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（例：6月分は7月10日まで。以降順次翌月10日まで）※10日が土、日、祝祭日の場合は、翌営業日。
※万一、未納となった場合には、従業員様の納税証明書の発行に支障をきたしますので、ご注意ください。

(9) 特別徴収税額の納期の特例（P18）

特別徴収義務者は、事業所等で給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を市長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- ① 6月分から11月分までは12月10日までに納入
- ② 12月分から5月分までは6月10日までに納入

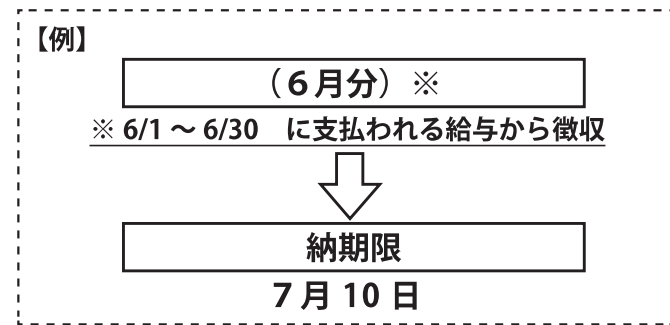
(10) 月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。又、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることとなりますので特に注意してください。

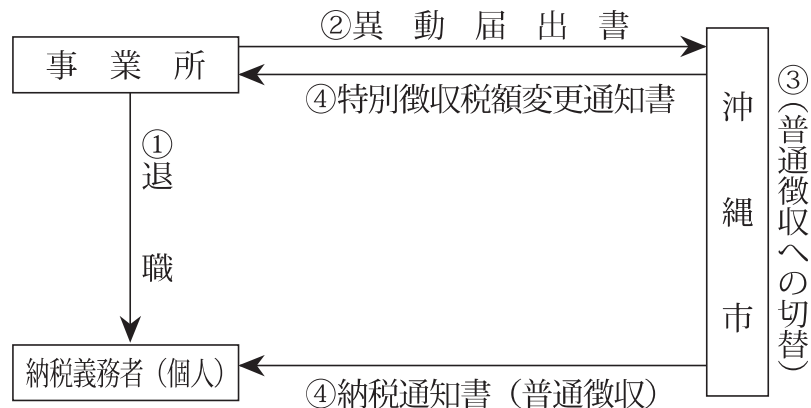
(11) 事務手続きの流れ

・特別徴収に係る給与所得者異動届出書について（P11～P14）

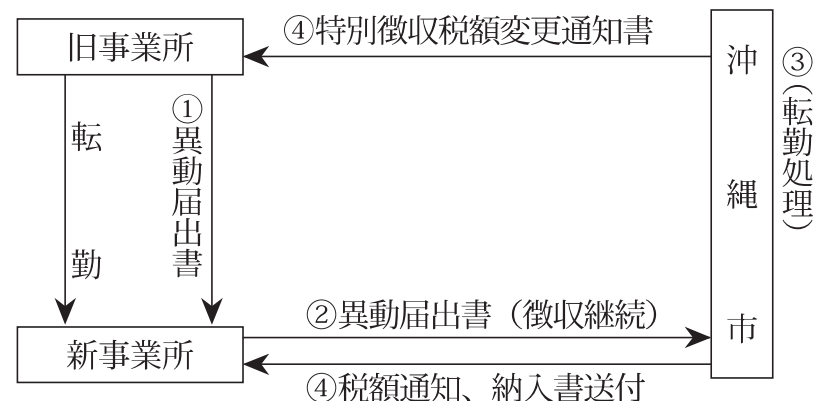
特別徴収の方法によって納税している人に転勤や転職等の異動があった場合には、その事由が発生した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。この異動届出書の提出が遅れますと、退職した従業員様の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また、その従業員様への納税通知書（普通徴収への切替分）の交付が遅れ、負担となることがあります。特に転勤の場合は特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出をお願いします。なお転勤の場合はお手数ですが新勤務先へ月割額を前もってご連絡ください。



○ 退職（普通徴収への切替）・・・P11



○ 転勤（特別徴収の継続）・・・P13

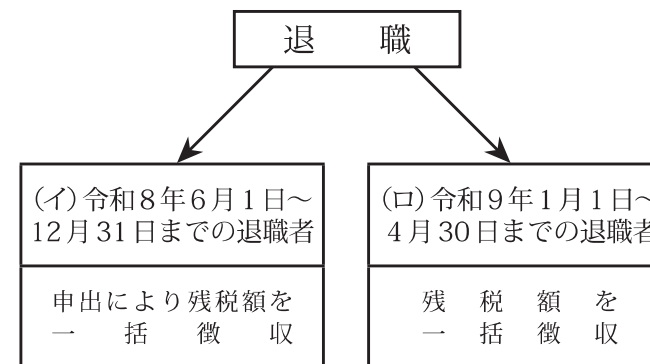


○ 退職（一括徴収）・・・P12

特別徴収の方法によって納税している人が退職等により給与の支払を受けなくなった場合で下記の（イ）又は（ロ）に該当するときは、特別徴収義務者は、給与又は退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。

（イ）退職の日が令和 8 年 6 月 1 日から 12 月 31 日までのとき
退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申出があり、且つ残税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合は一括徴収できます。

（ロ）退職の日が令和 9 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までのとき
令和 9 年 5 月 31 日までに残りの税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合、本人の申出がなくても一括徴収となります。



・ 特別徴収義務者の住所、名称等に変更があった場合（P16）

「特別徴収義務者所在地等変更届出書」を記入の上、沖縄市役所市民税課へ提出してください。

・ 4 月 2 日以降の就職者等の特別徴収（P17）

4 月 2 日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、「特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して沖縄市役所市民税課へ提出してください。

2. 市民税・県民税の計算方法

総所得金額

(所得控除)

種類	控除額																																												
① 雑損控除	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額－保険等により補てんされた金額)－5万円																																												
② 医療費控除	医療費の実費負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)																																												
③ 社会保険料控除	支払った額																																												
④ 小規模企業共済等掛金控除	支払った額																																												
⑤ 生命保険料控除	○新制度……平成24年1月1日以降の契約 (一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料それぞれに適用) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2＋6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4＋14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般・個人年金・介護医療合わせて70,000円が限度。</p> ○旧制度…… 平成23年12月31日以前の契約 (一般の生命保険料・個人年金保険料それぞれに適用) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2＋7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4＋17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般・個人年金合わせて70,000円が限度。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※所得税の生命保険料控除額計算方法(参考までに)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新制度</th> </tr> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2＋10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超80,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4＋20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度</th> </tr> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>25,000円超50,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2＋12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円超100,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4＋25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年間の支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2＋6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4＋14,000円	56,000円超	一律28,000円	年間の支払保険料等	控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2＋7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4＋17,500円	70,000円超	一律35,000円	新制度		年間の支払保険料等	控除額	20,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2＋10,000円	40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4＋20,000円	80,000円超	一律40,000円	旧制度		年間の支払保険料等	控除額	25,000円以下	支払保険料等の全額	25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2＋12,500円	50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4＋25,000円	100,000円超	一律50,000円
年間の支払保険料等	控除額																																												
12,000円以下	支払保険料等の全額																																												
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2＋6,000円																																												
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4＋14,000円																																												
56,000円超	一律28,000円																																												
年間の支払保険料等	控除額																																												
15,000円以下	支払保険料等の全額																																												
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2＋7,500円																																												
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4＋17,500円																																												
70,000円超	一律35,000円																																												
新制度																																													
年間の支払保険料等	控除額																																												
20,000円以下	支払保険料等の全額																																												
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2＋10,000円																																												
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4＋20,000円																																												
80,000円超	一律40,000円																																												
旧制度																																													
年間の支払保険料等	控除額																																												
25,000円以下	支払保険料等の全額																																												
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2＋12,500円																																												
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4＋25,000円																																												
100,000円超	一律50,000円																																												
⑥ 地震保険料控除	(1) 支払保険料が地震保険契約等に係るものである場合 ① 支払った保険料が50,000円以下の場合……………支払った保険料の1/2 ② 支払った保険料が50,000円を超える場合……………25,000円 (2) 支払保険料が旧長期損害保険契約等に係るものである場合 ① 支払った保険料が5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 ② 支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額の合計額)×1/2＋2,500円 ③ 支払った保険料が15,000円を超える場合……………10,000円 (3) 支払保険料のうちに、地震保険契約等に係ると旧長期損害保険契約等に係るとがある場合の限度額……………25,000円																																												

種類	控除額																																																							
⑦ 障害者控除	●障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき…26万円 ●特別障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき…30万円 ●納税義務者又はその配偶者もしくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族と同居している特別障害者……………53万円 ※なお障害者控除は扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。																																																							
⑧ 寡婦控除	以下のいずれかの要件を満たす場合……………26万円 ●前年の合計所得金額が500万円以下で、かつ、夫と死別後、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない ●前年の合計所得金額が500万円以下で、かつ、夫と離別後、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない、かつ、子以外の扶養親族を有する																																																							
⑨ ひとり親控除	以下の全ての要件を満たす場合……………30万円 ●前年の合計所得金額が500万円以下 ●事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない ●生計を一にする子を有する																																																							
⑩ 勤労学生控除	●納税義務者(合計所得金額が85万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下の者)が勤労学生である場合……………26万円																																																							
⑪ 配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">納税者本人の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">配偶者特別控除</td> <td colspan="2">配偶者の合計所得金額</td> <td colspan="2">控除額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">58万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1万円以下</td> <td>1万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		控除額		58万円超100万円以下		33万円	22万円	100万円超105万円以下		31万円	21万円	105万円超110万円以下		26万円	18万円	110万円超115万円以下		21万円	14万円	115万円超120万円以下		16万円	11万円	120万円超125万円以下		11万円	8万円	125万円超130万円以下		6万円	4万円	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円以下		1万円	1万円
納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																				
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円																																																				
	老人	38万円	26万円	13万円																																																				
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		控除額																																																					
	58万円超100万円以下		33万円	22万円																																																				
	100万円超105万円以下		31万円	21万円																																																				
	105万円超110万円以下		26万円	18万円																																																				
	110万円超115万円以下		21万円	14万円																																																				
	115万円超120万円以下		16万円	11万円																																																				
120万円超125万円以下		11万円	8万円																																																					
125万円超130万円以下		6万円	4万円																																																					
130万円超133万円以下		3万円	2万円																																																					
1万円以下		1万円	1万円																																																					
⑬ 扶養控除	●年少扶養(0～15歳)……………0円 ●一般扶養(16～18歳、23～69歳)……………33万円 ●特定扶養(19～22歳)……………45万円 ●老人扶養(70歳以上)……………38万円 ●納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族……………45万円(同居老親等)																																																							
⑭ 特定親族特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特定親族の合計所得</th> <th>住民税</th> <th>特定親族の合計所得</th> <th>住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">58万円超95万円以下</td> <td>45万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">95万円超100万円以下</td> <td>41万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">105万円超110万円以下</td> <td>21万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特定親族の合計所得		住民税	特定親族の合計所得	住民税	58万円超95万円以下		45万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下		41万円	115万円超120万円以下	6万円	100万円超105万円以下		31万円	120万円超123万円以下	3万円	105万円超110万円以下		21万円																																
特定親族の合計所得		住民税	特定親族の合計所得	住民税																																																				
58万円超95万円以下		45万円	110万円超115万円以下	11万円																																																				
95万円超100万円以下		41万円	115万円超120万円以下	6万円																																																				
100万円超105万円以下		31万円	120万円超123万円以下	3万円																																																				
105万円超110万円以下		21万円																																																						
⑮ 基礎控除	納税義務者本人の合計所得金額 2,400万円以下……………43万円 2,400万円超2,450万円以下……………29万円 2,450万円超2,500万円以下……………15万円																																																							

Ⓛ (千円未満切捨て)

課税所得金額 × 税率一律10% (市民税6%、県民税4%)

算出税額

税額控除

市民税・県民税 所得割額

均等割額	市民税	3,000円	県民税	1,000円
市民税・県民税年税額				
+ 森林環境税		1,000円		

《税額控除の種類》

◎調整控除

・合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、
同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額

・合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した額（5万円を下回る場合（マイナスの場合も）には5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、
同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除	1万円	特定		18万円	同居老親等	13万円	
ひとり親控除	父			1万円	母	5万円	
勤労学生控除	1万円						

◎住宅借入金等特別税額控除

市民税	3 / 5	県民税	2 / 5
-----	-------	-----	-------

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に上欄の割合を乗じた金額

ただし居住年が平成26年4月から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
- ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

◎配当控除（分離課税を選択した場合は適用されません）

配当控除額 = 配当所得 × 控除率

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

◎寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額

※上記のような各種税額控除を差し引いて所得割を算出する。

○住民税を計算してみましょう

【設例】

支払給与総額	5,000,000 円
社会保険料支払額	675,547 円
新生命保険料支払額	70,000 円
旧生命保険料支払額	40,000 円
介護医療保険料支払額	30,000 円
地震保険料支払額	2,000 円
扶養者	配偶者（45歳・収入なし）、子（17歳）、（10歳）
住宅借入金等特別税額控除可能額	200,000 円（居住開始年月日 平成28年6月18日）

所得税及び復興所得税の計算（参考までに）

給与所得控除後の額	3,560,000 円 ……①
所得税所得控除	
社会保険料控除	675,547 円
(※) 生命保険料控除 (イ) + (ロ)	65,000 円
地震保険料控除	2,000 円
配偶者控除	380,000 円
扶養控除	380,000 円
基礎控除	480,000 円
	1,982,547 円 ……②
合計課税所得金額 (①-②)	3,560,000 円 - 1,982,547 円 = 1,577,453 円 ≒ 1,577,000 円 ……③ (千円未満切捨)
所得税額 (③×税率)	1,577,000 円 × 5% = 78,850 円 ……④
住宅借入金等特別控除額	④ < 200,000 円 (住宅借入金等特別控除可能額) の場合 ④ = 住宅借入金等特別控除額
税額控除後の所得税額 (④ - 住宅借入金等特別控除額)	
所得税額	78,850 円
住宅借入金等特別控除額	- 78,850 円
令和7年分の所得税額	0 円

新制度の各控除の上限額は4万円で、最高120,000円まで控除額が引き上げられました。

→ (※) 所得税の生命保険料控除計算方法（新・旧計算式についてはP4 所得控除参照）

一般の生命保険料 (注1)	新生命保険料等の合計額	A 70,000 円	Aの金額を新計算式に当てはめて計算した金額	① 37,500 円 (最高40,000円)	計 (①+②)	③ 40,000 円 (最高40,000円)
	旧生命保険料等の合計額	B 40,000 円	Bの金額を旧計算式に当てはめて計算した金額	② 32,500 円 (最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	(イ) 40,000 円
介護医療保険料	介護医療保険料の合計額	C 30,000 円	Cの金額を新計算式に当てはめて計算した金額		(ロ) 25,000 円 (最高40,000円)	
	生命保険料控除額 (イ) + (ロ)					

(注1) 個人年金保険料控除も算出方法は同じ

市民税・県民税の計算

新制度の各控除の上限は28,000円となりましたが、最高70,000円の控除額に変わりありません。

(1) 所得割の計算

給与所得控除後の額	3,560,000 円 ……①
住民税所得控除	
社会保険料控除	675,547 円
(※) 生命保険料控除 (ハ) + (ニ)	49,000 円
地震保険料控除	1,000 円 (人的控除の差)
配偶者控除	330,000 円 ……50,000 円
扶養控除	330,000 円 ……50,000 円
基礎控除	430,000 円 ……50,000 円
	1,815,547 円 ……② 合計 150,000 円 ……③
合計課税所得金額 (①-②) (千円未満切捨)	3,560,000 円 - 1,815,547 円 = 1,744,453 円 ≒ 1,744,000 円 ……④
算出所得割額 (④×税率)	
市民税	1,744,000 円 × 6% = 104,640 円 ……⑤
県民税	1,744,000 円 × 4% = 69,760 円 ……⑥
調整控除額 (合計課税所得金額④が200万円以下の場合)	
※人的控除の差の合計③と合計課税所得金額④のうちいずれか小さい額の5% (市民税3%、県民税2%)	
③ < ④ なので	
市民税	150,000 円 × 3% = 4,500 円 ……⑦
県民税	150,000 円 × 2% = 3,000 円 ……⑧
住宅借入金等特別税額控除の算出	
下記の(a)と(b)の金額のうちいずれか小さい金額	
(a) 住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 (住宅借入金等特別控除可能額-④)	200,000 円 - 78,850 円 = 121,150 円
(b) 所得税の課税総所得金額の合計額に100分の5に相当する金額 (③×5%) → 97,500円を超えるときは97,500円	1,577,000 円 × 5% = 78,850 円 ……①
(a) > (b) なので、住宅借入金等特別控除額は78,850円 ……①	
市民税の住宅借入金等特別控除額 (①×3/5) 78,850 円 × 3/5 = 47,310 円 ……⑨	
県民税の住宅借入金等特別控除額 (①×2/5) 78,850 円 × 2/5 = 31,540 円 ……⑩	
税額控除差引後の所得割額 (百円未満切捨)	
市民税 (⑤-⑦-⑨) ……104,640 円 - 4,500 円 - 47,310 円 = 52,830 円 ≒ 52,800 円 ……⑪	
県民税 (⑥-⑧-⑩) ……69,760 円 - 3,000 円 - 31,540 円 = 35,220 円 ≒ 35,200 円 ……⑫	
(2) 均等割	
市民税	3,000 円 ……⑬
県民税	1,000 円 ……⑭
(3) 住民税額 (所得割+均等割)	
市民税 (⑪+⑬) ……52,800 円 + 3,000 円 = 55,800 円	
県民税 (⑫+⑭) ……35,200 円 + 1,000 円 = 36,200 円	
令和8年度の住民税年税額 ……92,000 円	
森林環境税 ……1,000 円	

→ (※) 住民税の生命保険料控除計算方法

一般の生命保険料 (注1)	新生命保険料等の合計額	A 70,000 円	Aの金額を計算式に当てはめて計算した金額	④ 28,000 円 (最高28,000円)	計 (④+⑤)	⑥ 28,000 円 (最高28,000円)
	旧生命保険料等の合計額	B 40,000 円	Bの金額を計算式に当てはめて計算した金額	⑤ 27,500 円 (最高35,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額	(ハ) 28,000 円
介護医療保険料	介護医療保険料の合計額	C 30,000 円	Cの金額を計算式に当てはめて計算した金額		(ニ) 21,000 円 (最高28,000円)	
	生命保険料控除額 (ハ) + (ニ)					

3. 退職所得に係る事務取扱及び計算方法

●退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、退職手当等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から徴収して、納入していただくことになっています。納入申告書（納入書の裏面）を記入し、2人以上の退職者がいる場合は、別紙（P15）へ内訳を記載のうえ、市民税課へ提出願います。

死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その方の相続人に支給されることになった退職手当等については、市民税・県民税においては非課税となります。

なお、個人事業主の方は納入申告書（納入書裏面）には記入せず、別紙（P15）を記入し、市民税課へ提出願います。

●特別徴収義務者

退職手当等の支払いをする特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際に、その退職手当等について退職所得に係る個人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

●納税義務者

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職手当等の支払を受ける方です。

●納入すべき市町村

退職所得にかかる市民税・県民税の課税は、退職手当等の支払を受ける方（退職者）の令和8年1月1日現在の住所所在地の市町村です。

退職手当等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所所在地の市町村に納入していただくこととなります。

ただし、令和9年1月1日以降に退職する場合は、令和9年1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。その時には、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合がありますのでご注意ください。

●退職手当等の支払を受けるべき日

退職手当等について支払を受けるべき日（退職所得の収入金額の権利が確定する時期）は、原則として退職した日となります。ただし、会社の役員等の退職手当等で、会社の定款、その他の定めにより、株主総会の決議を要するものについては、その決議があった日となります。

●退職所得の控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たない時は80万円)
21年以上	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。(例) 22年2ヶ月→23年

※障がい者になったことにより退職した場合は、退職所得控除額に100万円を加算します。

●退職所得金額の計算方法

①特定役員退職手当等（注1）の場合	退職所得金額＝退職手当等の収入額－退職所得控除額
②短期退職手当等（注2）に該当し、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額が300万円を超える場合	退職所得金額＝ 150万円＋{退職手当等の収入額－(300万円＋退職所得控除額)}
③一般退職手当等（①、②以外）の場合	退職所得金額＝(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×2分の1

○退職所得金額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

注1 特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その期間に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。また役員等とは、法人税法上の役員、国会・地方議員、国家・地方公務員のことをいいます。

注2 短期退職手当等とは、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である人が、その期間に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。

●市民税・県民税の計算方法

市民税	退職所得金額×6%
県民税	退職所得金額×4%

※市民税・県民税に100円未満の端数がある場合は切り捨てます。
(市民税・県民税の税額は、それぞれ100円単位になります。)

●退職所得に係る市民税・県民税の納入方法

- (1) 「退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税納入内訳届出書(P15)」を沖縄市役所 市民税課宛に提出してください。
- (2) 納入書には『給与分』と『退職所得分』があります。退職所得分は必ず退職所得分の納入金額に記入してください。
- (3) 納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。(P10参照)

4. OCR 処理用の特別徴収に係る個人市民税・県民税の納入書の作成要領

沖縄県沖縄市 個人市民税・個人県民税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
4 7 2 1 1 5	02010-0-960144	沖縄市会計管理者
①	指 定 番 号	納入金額(1)
令和 年 月 分	②	③ 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	④
	退職所得分	⑤
	延滞金	
納期限 令和 年 月 日	督促手数料	
※納期限を過ぎると使用できません。	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日付印	⑥

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県沖縄市 個人市民税・個人県民税 納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
4 7 2 1 1 5	02010-0-960144	沖縄市会計管理者
①	指 定 番 号	納入金額(1)
令和 年 月 分	②	③ 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	④
	退職所得分	⑤
	延滞金	
納期限 令和 年 月 日	督促手数料	
※納期限を過ぎると使用できません。	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日付印	⑥

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

沖縄県沖縄市 個人市民税・個人県民税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
4 7 2 1 1 5	02010-0-960144	沖縄市会計管理者
①	指 定 番 号	納入金額(1)
令和 年 月 分	②	③ 円
472115	給与分(一括徴収分を含む)	④
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	⑤
	延滞金	
	督促手数料	
納期限 令和 年 月 日	合計額	
※納期限を過ぎると使用できません。		
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日付印	⑥

上記のとおり通知します。(受付店→沖縄市指定金融機関→沖縄市) (沖縄市保管)

納入済通知書の納入金額欄に「Y」記号は記入しないでください。

- ①には 課税年度、納入月を記入してください。①、②、③、⑥の各欄については、市が発行した場合にのみコンピューターで印字されます。
- ②には 市より通知のあった「指定番号」を記入してください。
- ③には 当初通知の納入金額(1)が各月毎にタイプされています。(1)の金額と納入すべき金額が異なるときには④の欄へ記入してください。その場合は、③のコンピューターで印字された納入金額の数字を「黒のボールペン」を使用し、二重線で消してください。
- ④には 毎月個人から徴収した市民税・県民税の合計を記入してください。なお、退職により一括徴収した税額がある場合は上記金額と併せて合計額を記入してください。
- ⑤には 退職者があり、退職金を支払う際に、市民税・県民税を徴収したとき、その合計額を記入してください。その場合は、納入済通知書の裏(P10参照)の納入申告書も必ず記入してください。
 1. 1月1日の住所・氏名
 2. 就職・退職年月日及び勤続年数
 3. 退職手当等支払金額
 4. 特別徴収税額(市県民税)
 又、退職者が複数いる場合は「退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税納入内訳届出書」(P15)を提出してください。
- ⑥には 納めていただく会社等の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。会社のゴム印でもかまいませんが、必ず3枚とも押してください。

◎納入すべき金額が納入金額（１）の欄の金額と異なる時の使用例（税額を変更して納める時）… 3枚とも「黒のボールペン」を使用し、二重線で訂正してください。

領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472115	02010-0-960144	沖縄市会計管理者
令和 8 年 6 月分	指定番号	納入金額(1)
	1234567	3,100 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	納入金額
	2600	2600
退職所得分		
延滞金		
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	督促手数料	
※納期限を過ぎると使用できません。	合計額	2600
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒904-1111 又は所在地 沖縄市沖繩〇〇番地 氏名 又は名称 株式会社 沖縄商事		殿

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472115	02010-0-960144	沖縄市会計管理者
令和 8 年 6 月分	指定番号	納入金額(1)
	1234567	3,100 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	納入金額
	2600	2600
退職所得分		
延滞金		
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	督促手数料	
※納期限を過ぎると使用できません。	合計額	2600
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒904-1111 又は所在地 沖縄市沖繩〇〇番地 氏名 又は名称 株式会社 沖縄商事		殿

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472115	02010-0-960144	沖縄市会計管理者
令和 8 年 6 月分	指定番号	納入金額(1)
	1234567	3,100 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	納入金額
	2600	2600
退職所得分		
延滞金		
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	督促手数料	
※納期限を過ぎると使用できません。	合計額	2600
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒904-1111 又は所在地 沖縄市沖繩〇〇番地 氏名 又は名称 株式会社 沖縄商事		納

上記のとおり通知します。(受付店→沖縄市指定金融機関→沖縄市) (沖縄市保管)

◎退職……給与の税額を一括徴収して、退職所得に対する税を同時に納付する時

(裏面)

領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472115	02010-0-960144	沖縄市会計管理者
令和 8 年 6 月分	指定番号	納入金額(1)
	1234567	25,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	納入金額
	25000	25000
退職所得分		7000
延滞金		
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	督促手数料	
※納期限を過ぎると使用できません。	合計額	29500
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒904-1111 又は所在地 沖縄市沖繩〇〇番地 氏名 又は名称 株式会社 沖縄商事		殿

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

←変更があった場合は「黒のボールペン」を使用して、二重線のみで訂正し、数字は書き入れないで(2)の給与分に改めて記入してください。

←毎月の税額と一括徴収した税額の合計

←裏面に記載した特別徴収税額(市民税及び県民税)の合計額と一致

〈お願い〉
右欄へ退職所得にかかる納税義務者情報を記載してください。
※ 2名以上の退職者がいる場合には、別紙(P15)へ内訳を記載し、市民税課へ提出してください。

市民税納入申告書

沖縄市長 殿

令和 8 年 7 月 10 日 提出 令和 8 年 6 月分 人員 1 人

退職手当等支払金額 5000000

特別徴収税額

市民税	42000
県民税	28000

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

特別徴収義務者 (住所又は所在地) 〒904-1111 沖縄市沖繩〇〇番地 (氏名又は名称) 株式会社 沖縄商事 印 受付印

法人番号又は個人番号 1234567891012

※内訳をご記入願います。

1月1日住所	仲宗根町 1-1-1	就職年月日	29・10・1	退職年月日	8・6・30
氏名	沖繩 太郎	勤続年数	9年	支払金額	5,000,000円
		特別徴収税額		市民税	42,000円
				県民税	28,000円

※納入者・金融機関・市町村保管分3枚とも訂正してください。

5. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例

異動届の書き方 …… 退職して普通徴収へ切替わる場合

●退職者の記載例… 事業所（上欄と3. 普通徴収の場合を記入） → 送付 → 市役所

沖繩太郎の住民税（市・県民税）	
年税額	96,200 円
月割額	
6月	8,200
7月	8,000
8月	8,000
9月	8,000
10月	8,000
11月	8,000
徴収済額 48,200 円	
12月	8,000
1月	8,000
2月	8,000
3月	8,000
4月	8,000
5月	8,000
未徴収額 48,000 円	
退職者本人へ役所から納税通知書を発送します。	

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 8 年 12 月 5 日 提出

所在地 〒904-0014 沖繩市仲宗根町〇番〇号

フリガナ カブシキガイシャ オキナワショウジ

氏名又は名称 (株) 沖繩商事

個人番号又は法人番号

特別徴収義務者指定番号(※) ××××××××

宛名番号(※) △△△△△△△△

担連 所属 人事課

当絡 氏名 沖繩 花子

者先 電話 (098) 888-×××× 内線(××××)

給与所得者	フリガナ オキナワ タロウ 氏名 沖繩 太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 96,200 円	(イ) 徴収済額 48,200 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 48,000 円	異動年月日 R8 年 11 月 30 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	S 63 年 10 月 7 日						
個人番号							
受給者番号							
1月1日現在の住所	沖繩市胡屋〇丁目〇番						
異動後の住所	同上						

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 _____

納入書の要否(新規のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

左記の一括徴収した税額は、_____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 異動が令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。

この異動届出書は、コピーして使用いただいても結構です。

税額がない方についても提出が必要です。

※指定番号、宛名番号は右詰めに記載してください。

異動届の書き方 …… 退職して一括徴収する場合

●退職者の記載例… 事業所（上欄と2.一括徴収の場合を記入） → 市役所

沖繩太郎の住民税（市・県民税）

年税額 96,200円	
月割額	
6月 8,200	徴収済額 48,200円
7月 8,000	
8月 8,000	
9月 8,000	
10月 8,000	
11月 8,000	
12月 8,000	一括徴収する 残りの税額 48,000円
1月 8,000	
2月 8,000	
3月 8,000	
4月 8,000	
5月 8,000	徴収した日の 属する月の翌 月10日までに 納付してくだ さい

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告書 特別徴収		所在地		〒904-0014 沖繩市仲宗根町〇番〇号		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
		フリガナ		カブシキガイシャ オキナワショウジ		特別徴収義務者 指定番号(※)		××××××××	
令和8年12月5日提出 給与支払者 特別徴収者		氏名又は名称		(株) 沖繩商事		宛名番号(※)		△△△△△△△△	
		個人番号 又は法人番号				担連所属		人事課	
		フリガナ		オキナワ タロウ		当絡氏名		沖繩 花子	
		氏名		沖繩 太郎		者先電話		(098) 888-×××× 内線(××××)	
		生年月日		S 63年 10月 7日		異動年月日		異動の事由	
		個人番号				6月 11日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	
		受給者番号				12月 5日		2. 特別徴収継続 3. 一括徴収 4. 普通徴収 (本人納付)	
		1月1日現在の住所		沖繩市胡屋〇丁目〇番		R8年 11月 30日			
		異動後の住所		同上		96,200円 48,200円 48,000円			
		特別徴収税額(年税額)		96,200円					
		徴収済額		48,200円					
		未徴収税額(ア)-(イ)		48,000円					

1. 特別徴収継続の場合										
新(特別)徴収義務者先	特別徴収義務者指定番号	△△△△△△△△								
	所在地	〒								
	フリガナ									
	氏名又は名称									
新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。										
受給者番号 _____										
納入書の要否(新規のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要										
こちらも記載すること										
2. 一括徴収の場合										
理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		12月 20日		徴収予定額(上記(ウ)と同額)		48,000円	
	2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								左記の一括徴収した税額は、 12月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
3. 普通徴収の場合										
理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため									
	2. 異動が令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため									
	3. 死亡による退職であるため									

※指定番号、宛名番号は右詰めに記載してください。

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。
◎この異動届出書は、コピーして使用いただいても結構です。
◎税額がない方についても提出が必要です。

異動届の書き方 …… 転勤者の場合

●転勤者の記載例… 転勤元(旧)事業所(上欄記入) → 転勤先(新)事業所(1. 特別徴収継続の場合を記入) → 市役所

沖縄太郎の住民税(市・県民税)

年税額	96,200 円
月割額	
6月	8,200
7月	8,000
8月	8,000
9月	8,000
10月	8,000
11月	8,000
12月	8,000
1月	8,000
2月	8,000
3月	8,000
4月	8,000
5月	8,000

(株)沖縄商事での徴収済額 48,200 円

(株)那覇商事で徴収を開始する 48,000 円

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告書 特別徴収		令和 8 年 12 月 5 日 提出		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
沖繩 市長殿		所在地	〒904-0014 沖繩市仲宗根町○番○号			特別徴収義務者 指定番号(※)	××××××××	
		フリガナ	カブシキガイシャ オキナワショウジ			宛名番号(※)	△△△△△△△△	
		氏名又は名称	(株) 沖繩商事			担連 当絡 者先	所属	人事課
		個人番号 又は法人番号				氏名	沖繩 花子	
						電話	(098) 888-×××× 内線(××××)	
給 与 所 得 者	フリガナ	オキナワ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	沖繩 太郎						
	生年月日	S 63 年 10 月 7 日						
	個人番号			6 月から 11 月まで	12 月から 5 月まで	R8 年 11 月 30 日	2 右から 番号を 記入	1 右から 番号を 記入
受給者番号								1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日 現在の住所	沖繩市胡屋○丁目○番		96,200 円	48,200 円	48,000 円			
異動後の 住所	同上							

1. 特別徴収継続の場合

新しい(特別徴収義務者先)	特別徴収義務者 指定番号	×××××××× (新規)	法人番号		新しい勤務先へは、月割額 <u>8,000</u> 円を
	所在地	〒904-0014 那覇市久茂地○-○-○	担当者 連絡先	所属	<u>12</u> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ	カブシキガイシャ ナハショウジ	氏名	那覇 次郎	受給者番号
	氏名又は名称	(株) 那覇商事	電話	(098) 888-×××× 内線(××××)	納入書の要否 (新規のみ記載)
					<u>1</u> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がなかったため	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
理由	<input type="checkbox"/>	2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がなかったため		<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
理由	<input type="checkbox"/>	2. 異動が令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
理由	<input type="checkbox"/>	3. 死亡による退職であるため

**こちらも
記載すること**

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。

◎この異動届出書は、コピーして使用いただいても構いません。

◎税額がない方についても提出が必要です。

※指定番号、宛名番号は右括弧にて記載してください。

- 13 -

給与支払報告収 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

令和 年 月 日 提出	沖繩 市長殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号(※)																			
			フリガナ											宛名番号(※)																			
			氏名又は名称											担連	所属																		
			個人番号 又は法人番号											当絡	氏名																		
												←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰で記載										者先	電話	内線()									
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法																
	氏名																																
	生年月日	年 月 日																															
	個人番号																	月	年	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職・長欠 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・不定期 <input type="checkbox"/> 6. 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7. その他 (事由・理由)													
	受給者番号																	月	月														
	1月1日現在の住所																	日	日														
異動後の住所											円	円	円																				
												円	円	円																			
																						円	円	円									

※指定番号、宛名番号は右詰めに記載してください。

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を												
新しい 徴収義務者	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号											<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒										担当者連絡先	所属											
	フリガナ											氏名												
	氏名又は名称											電話	内線()											受給者番号 _____ 納入書の要否(新規のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、											
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため (右から番号を記入)											徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)										<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
												月 日	円										

3. 普通徴収の場合											
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため (右から番号を記入)										

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用いただいても結構です。
 ◎税額がない方についても提出が必要です。

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- (2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和9年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されることがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 「特別徴収義務者指定番号」、「宛名番号」は、頭0なしの右詰で記載してください。

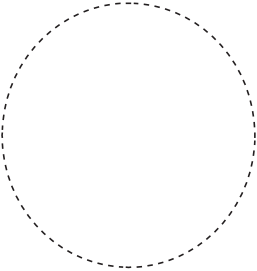
退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税納入内訳届出書

															処理日	年	月	日
沖繩市長 殿 令和 年 月 日提出		特別徴収義務者	所在地 (住所)	〒 —										連絡先	所属部署			
			名称 (氏名)	フリガナ											担当者			
															— — 内線 ()			
			法人番号															
特別徴収義務者 指定番号			徴収月		令和 年 月 日		納入日		令和 年 月 日		人員		人		納入額		円	
退職手当等の支払を受ける者の 住所・氏名及び役職			退職手当等の支払額		退職所得控除額の計算の基礎と なった勤続期間及び勤続年数				退職所得控除額		退職所得の金額 (※1/2したものが 課税退職所得)		特別徴収額 (分離課税に係る所得割)					
													市民税		県民税		合計	
住所	沖繩市		円		自 年 月 日 至 年 月 日		円		円		円		円		円		円	
氏名			円		役職		※1年未満は切り上げ 勤続 年		生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有・無		適 要			
住所	沖繩市		円		自 年 月 日 至 年 月 日		円		円		円		円		円		円	
氏名			円		役職		※1年未満は切り上げ 勤続 年		生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有・無		適 要			
住所	沖繩市		円		自 年 月 日 至 年 月 日		円		円		円		円		円		円	
氏名			円		役職		※1年未満は切り上げ 勤続 年		生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有・無		適 要			
住所	沖繩市		円		自 年 月 日 至 年 月 日		円		円		円		円		円		円	
氏名			円		役職		※1年未満は切り上げ 勤続 年		生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有・無		適 要			
住所	沖繩市		円		自 年 月 日 至 年 月 日		円		円		円		円		円		円	
氏名			円		役職		※1年未満は切り上げ 勤続 年		生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有・無		適 要			

特別徴収義務者所在地等変更届出書

沖縄市長 殿

特別徴収義務者の所在地、名称等について下記のとおり変更したので通知します。

受領印 	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地											特別徴収義務者 指定番号		
		名称											連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係	
		代表者の 職氏名印												氏名	
		法人番号													

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ	〒	〒
所 在 地		
フリガナ		
名 称		
電 話		
備 考		

○ 特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望・変更される場合には、下記の欄に送付先の記入をして下さい。

送 付 先	フリガナ		
	所 在 地	〒	〒
	フリガナ		
	名 称		
	電 話		

※ ご注意 所在地・名称・送付先所在地・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをお振り下さい。

特別徴収への切替申請書

[普通徴収→特別徴収]

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指定番号(※1)			
宛 名 番 号			

令和 年 月 日	給与 与 支 払 者 (義 務 者)	所在地	〒	担 連 者 先	所 属	
		氏名又は 名 称	フリガナ		氏 名	
		個人番号 又は法人番号			電 話	内線 ()
沖縄 市長殿						

※1 「特別徴収義務者指定番号」欄には、沖縄市長により指定された特別徴収義務者指定番号を頭0なしの右詰で記載してください。
新規の場合は、記載しないでください。

給 与 所 得 者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ	生年月日	左記の者について 普通徴収の <input type="text"/> 期分から 当社で <input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)より 特別徴収いたします。
		氏 名	年 月 日	
	1月1日の住所	沖縄市		
	現 住 所			

異動年月日	令和 年 月 日	注 意 事 項	※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替はできません。 【普通徴収の納期限】 第1期： 6月30日 第2期： 8月31日 第3期： 10月31日 第4期： 1月31日 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、翌日(平日)となります。	※市記入欄
申請理由(○印をつけてください。)				台帳処理年月日
入社したため				入力処理年月日
その他(例：復職など)				

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

処 理 日			
令和	年	月	日

沖繩市長殿	申 請 書	住所又は所在地		特別徴収者指定番号	
		氏名又は名称		電 話	
令和 年 月 日提出		法人番号			

地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による特別徴収税額の納期の特例について { 1. 承認 2. 取消 } を申請します。

1. 特例の適用を受けようとする税額

申請日前 6 ヶ月間の各月末の給与を受ける者の人員及び月の支払金額	年 月 分				以降の特別徴収税額				
	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額

(注) ・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。
 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる、相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので 御了承下さい。

2. 納期の特例の適用を取消す事由

- (1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為
- (2) その他 ()

(注) 特例の取消しの場合、その申し出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。

3. その他

- (1) 市税の滞納の有無について (有 ・ 無)
 有る場合、その理由…………… ()
- (2) 申請日前1年以内の納期の特例について
 その承認の取消しを受けたことが (有 ・ 無)